

農地中間管理機構に農地を貸した地域・農家には『機構集積協力金』が交付されます。

## 地域に対する支援（地域集積協力金）

### ①交付対象者

「地域」における「話し合い（人・農地プラン）」に基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた「地域」  
※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域。

### ②交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

### ③交付単価

機構への集積率	単価（10aあたり）		
	26・27年度	28・29年度	30年度
2割超5割以下	2.0万円	1.5万円	1.0万円
5割超8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超	3.6万円	2.7万円	1.8万円

## 個々の出し手に対する支援

### 経営転換・リタイアする場合の支援 （経営転換協力金）

#### ①交付対象者

機構に貸し付けることにより、  
●経営転換する農業者 ●リタイアする農業者  
●農地の相続人で農業経営を行わない方

#### ②交付要件

●全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、  
●農地が機構から受け手に貸し付けられること

#### ③交付単価

機構への集積面積	単価（1戸あたり）
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

### 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 （耕作者集積協力金）

#### ①交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）を、  
●自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者  
●所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

#### ②交付要件

●交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、  
●農地が機構から受け手に貸し付けられること

#### ③交付単価

単価（10aあたり）		
26・27年度	28・29年度	30年度
2.0万円	1.0万円	0.5万円

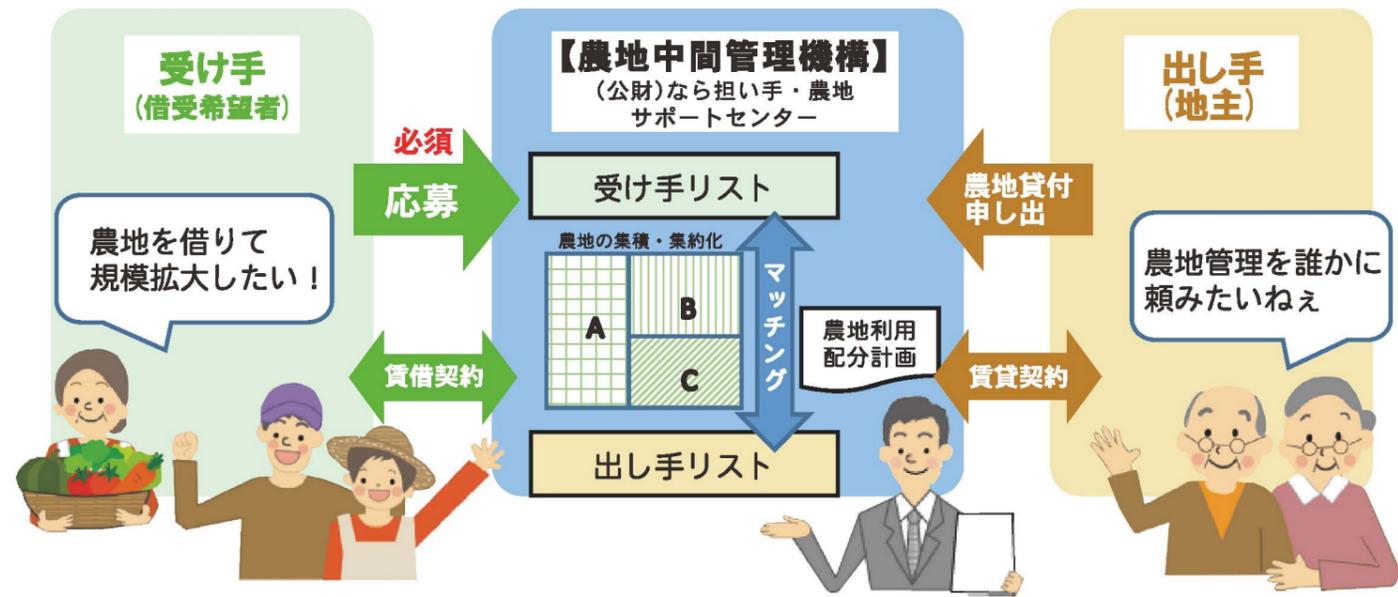
- 留意事項 ● 協力金の交付対象は、農業振興地域内の農地に限られます。  
● 相続手続の完了した農地に限られます。  
● 経営転換協力金と耕作者集積協力金は、同一年度に交付を受けられません。また機構への貸し付けをやめるなどして交付要件を満たさなくなった場合は、交付金の返還が必要となります。  
● その他にも交付の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

### お問い合わせはこちらへ

- （公財）なら担い手・農地サポートセンター／☎0744-21-5020 <http://www5.ocn.ne.jp/~agr-nara/>
- 奈良県農林部地域農政課／☎0742-27-7615
- お近くの県農林振興事務所 ■市町村 ■農業委員会
- JAならけん営農部担い手・遊休農地対策課／☎0742-27-4309

## 農地中間管理事業

# 農地の貸借を お手伝い



### <農地中間管理機構>

- ①出し手から農地を借り受け（農地中間管理機構）
- ②受け手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付
- ③借受が確実な場合、簡易な条件整備を実施

※農地中間管理事業の対象は農業振興地域内に限ります。

農地中間管理機構

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター

# 1 農地中間管理事業のメリット



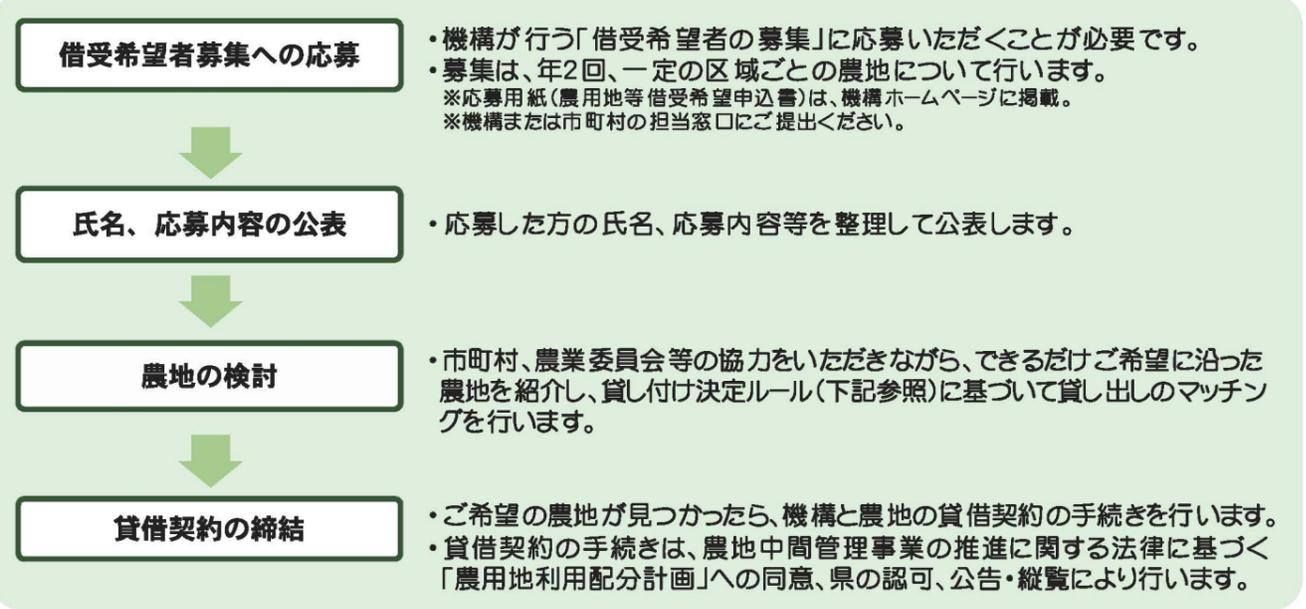
# 2 農地中間管理事業の活用例

- ▶ 農地を広げて規模を拡大したい場合
- ▶ 新規就農・農業参入（企業）するので農地を借りたい場合
  - ・機構から農地を借りられます。機構の借受希望者募集に応募してください。
- ▶ 利用権を交換して少しでもまとまった農地で効率よく農業をしたい場合
  - ・関係者がそろって機構に農地を貸してください。まとまりのある形で利用できるよう配慮して転貸します。
- ▶ 経営転換やリタイアするので農地を貸したい場合
  - ・機構に農地を貸してください。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。
- ▶ このままだと荒れていく耕作放棄地を貸したい場合
  - ・農地として利用可能と判断した場合は、機構が借り受けて担い手に転貸します。

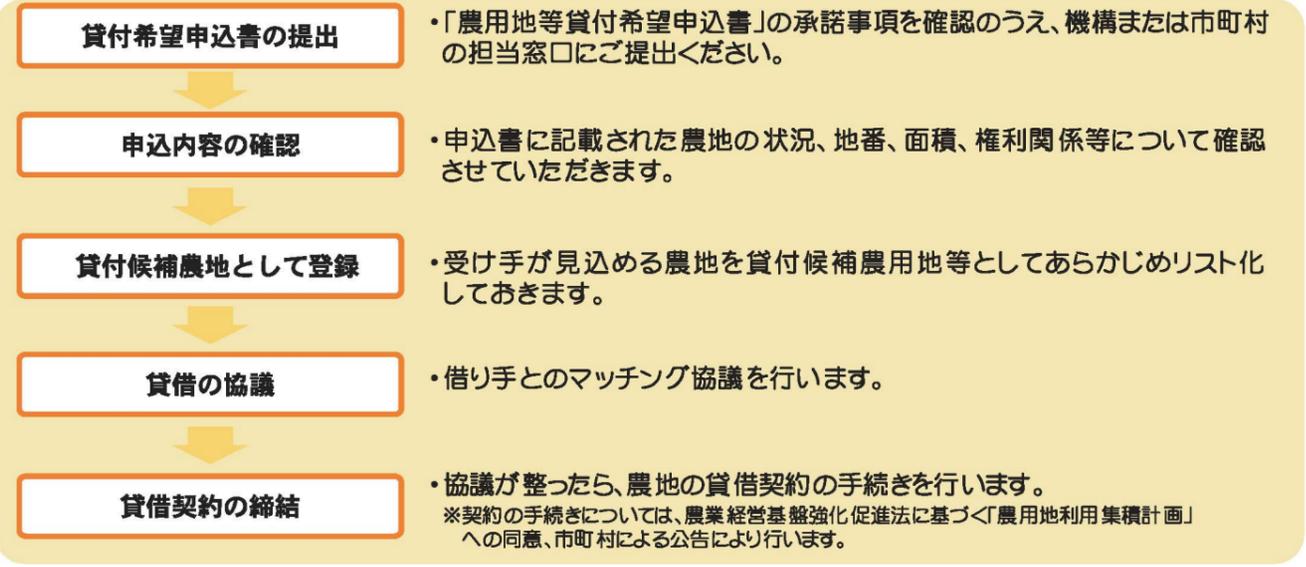
機構はこのようなときに使えます

# 3 農地中間管理事業の手順

## 農地を借りたい場合



## 農地を貸したい場合



■ 機構が農用地等を借り受ける基準及び貸し付け決定ルール ■

<借受基準>

- ・再生不能と判断されている耕作放棄地など、農用地等として利用することが困難であると認められるものは借受しません。
- ・十分な借受希望者が確認できない場合は借受しません。

<貸付決定ルール>

◆ 基本原則

- ・地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること。
- ・規模拡大または経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ・既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者に支障を及ぼさないこと。
- ・新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけること。 など